

令和4年6月2日（木）

午後2時00分～午後2時44分

市役所本館2階庁議室

参加委員 野口 英樹、福島 森、谷口 俊幸、中井 拓、野村 義明、三浦 薫、西川 征一、  
田中 徳、北村 真治、田中 暢之、長尾 健治、西村 拓巳（敬称略）

事務局 協働推進課 北田 岳宏、山田 春美

## 議事及びその他概要

### 議事

（1）野洲市地域内フィーダー系統確保維持計画について

（決定事項）野洲市地域内フィーダー系統確保維持計画については原案のとおり承認された。

（主な質疑、意見）

- ・吉川線ダイヤの変更等はどのようなものか。

→現行の吉川線を「錦の里」バス停まで800m延伸する。延伸により時刻変更はあるが、減便は考えていない。

### その他

（1）危険なバス停について

（決定事項）危険なバス停については原案のとおり承認された。

（主な質疑、意見）

- ・国土交通省は安全対策が必要なバス停としている。

- ・安全対策の解決として、バスの移設、注意喚起、バスの停車位置等があるが、横断歩道の移設も考えられないか。

## 1 開会

事務局：本日は大変お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。只今から令和4年度第1回野洲市地域公共交通会議を開催させていただきます。

私は、この公共交通会議の事務局の課長補佐の山田です。本会議の運営について委員長が選出されますまで、事務局にて進行させていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日の会議であります。野洲市地域公共交通会議規則第4条第3項の規定により会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができませんとなっておりますが、現在12名中12名の委員に出席いただいておりますので、本会議が成立していますことをご報告いたします。

それでは開会にあたりまして市民部長の長尾がご挨拶を申し上げます。

## 2 部長あいさつ

市民部長の長尾でございます。委員の皆様にはおかれましては、ご多忙中にも関わらず、本日の会議の出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、平素は本市の公共交通の維持、発展に、それぞれの立場でご協力いただき重ねて厚くお礼申し上げます。あわせて、今回新たに委員にご就任いただきました皆様におかれましては、ご承諾いただいたことを重ねて心より厚くお礼申し上げます。

本日、野洲市地域公共交通会議を開催いたしまして、皆様方からいろいろなご意見ご協議をいただきまして、今後の市内の公共交通をより良いものにしていくように努めていきたいと考えております。

先日に、滋賀県地方バス対策地域連絡協議会におきまして、滋賀県内の民間バスの利用者の方がコロナ前よりも減少している。また燃料費の高騰が続く中、公共交通の維持に努力いただいている状況について各バスの運行事業者様からお話をいただいたところでございます。

そのような中、本日の会議の議題といたしまして、野洲市内の路線吉川線を国の補助である地域内フィーダー系統として申請し、これに伴う「吉川線」「永原循環線」のダイヤ改正についてお話をさせていただきたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、本日の議題に関しましてご審議ご議論いただき、忌憚のないご意見等をいただければと思っております。

本日は限られた時間でございますが、有意義な会となりますようお願いして、簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。

### ◆委嘱状◆自己紹介◆書類確認

委嘱状ですが、本来なら市長から渡すべきところですが、委員の皆様には郵送で送らせていただいております。

今年度初めての顔合わせの方もいらっしゃいますので、順番に自己紹介をいただきたいと思っております。（委員の方に順番に自己紹介を行っていただき、その後事務局の自己紹介を行う）

続いて、本日の配布資料の確認をさせていただきます。（順次資料確認）

本会議の公開についてですが、野洲市情報公開条例第23条で、実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、法令等の規定により公開することができないこととされている場合、その他正当な理由がある場合を除きその会議を公開するよう努めるものとする。」と規定されていることから原則公開させていただきますのでご了解くださるようお願いいたします。なお、議事録を作成するにあたり、本会議の内容の写真撮影とボイスレコーダーでの録音をさせていただくことについてもあわせてご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

### 3 委員長及び委員長が指名する委員の選出

**事務局：**委員長の互選については、規則第3条第1項の規定により、当公共交通会議に委員長を置くとなっております、その選出方法は委員の互選により定めることとなっておりますので、その選出方法についてお諮りします。いかが致しましょうか。

**委員：**事務局一任

**事務局：**事務局案として、野洲市自治連合会の三浦委員にお願いしたいと思います。ご承認いただけますか。

**委員：**意義なし

(三浦委員長、委員長席に移動)

**委員長：**只今、委員長の指名を頂きました、三浦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど長尾部長の挨拶にもございましたように、野洲市内の公共交通を維持するため、吉川線を国へ補助申請することを提案したいとのことです。

国の補助申請に際し、委員の皆様の忌憚のない意見をいただければと思いますので、何とぞどうぞよろしくお願い申し上げ、簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

**事務局：**ありがとうございます。

続きまして、規則第3条第4項において、委員長が欠けるときはあらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理することになっております。それでは三浦委員長、指名をお願いいたします。

**委員長：**代理については西川委員に指名をいたします。

**事務局：**西川委員よろしいでしょうか。

**委員：**はい。

**事務局：**それでは代理も決まりましたので会議を進めていきたいと思っております。規則第4条第2項の規定に基づき、委員長が議長を務めることになっておりますので、この後は委員長に進行をお願いいたします。

**委員長：**会議の進行に当たりましては、スムーズな進行となりますよう、皆様方の格段のご協力をお願いいたします。

#### 4 議事

**委員長：**議題1つ目、野洲市地域内フィーダー系統確保維持計画について事務局から説明を求めます。

**事務局：**今回は「吉川線」を国の補助対象路線とし、地域間幹線系統である服部線と「錦の里」のバス停までを延伸することにより、当該補助の対象にできないかという提案を近江鉄道株式会社からいただき、市としても対応するべく、この補助に必要な当該計画を作成し、野洲市地域公共交通会議においてお諮りをお願いしたいと、今般の議題にあげた次第です。

野洲市地域内フィーダー系統確保維持計画に基づいて、新たに支援を行うこととします。

今後のスケジュールに関しましては、本日の公共交通会議で、当該計画による国への申請が承認された場合は、令和4年6月30日までに国にこの資料1を整え提出します。また令和5年度は野洲市地域公共交通会議を法定協議会の位置付けとして協議会へと変更し、令和6年6月30日までに法定計画としての野洲市公共交通計画を作成する予定であります。

(詳細は資料1、参考1を用いて説明)

**委員長：**近江鉄道バス吉川線系統図において、近江鉄道株式会社から説明を求めます。

**委員：**(詳細は資料2、資料6を用いて説明)

**委員長：**ただ今の説明について何かご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

**委員：**吉川線を一部路線変更してフィーダー系統化にするという説明ですが、資料2について、路線系統の変更は、現行3系統あるのを2系統に変更するという考えでよろしいか。

**委員：**改正案は3系統のままです。資料は3系統のうち2系統を「錦の里」に回したいと考えております。

**委員：**この路線は天津湖南協議会でもよく話題に上がり、非常に厳しい意見が出ています。資料を見たときに、またあやめまで行く路線の系統が減り、運行便数が減少してしまうのか、懸念したがそういうわけではないと思ってよろしいですか。

**委員：**資料2で運行系統の中で増える分は、この錦の里前から800m延伸して運行するとイメージしていただける。ですから本数は減らさない。

ただ、バスの運用でいびつなダイヤになっている要素もある。これは利用の方がわかりにくいので、ヘッドダイヤとよく言われるように、0分なら0分ばかりで動かすように、仕組みで組み替えられないか。今日ご用意できたなら良かったのですが、調整中です。あとは事務局と1%の利用者を増やしていくという考えを一緒に取り組みながら考えていきたい。

委員：資料6の2ページ、守山の服部線の方からも、当然「錦の里」の方へ行くという考え方でよろしいですか。

委員：青の方の吉川線の延伸がわかりやすくするために、赤になっています。緑の線は今もイオンタウン野洲を運行しています。

委員：服部線と吉川線の錦の里でダイヤが合うのですか。

委員：少数ですが。全体を考えて今、調整しています。

委員：乗り継ぎ割りとか

委員：そこまでのボリュームがないです。輸送便は今あるダイヤ維持というところに重きを置いています。

委員長：それでは野洲市地域内フィーダー系統確保維持計画についてご承認いただけますか。

この議題の資料については、国の申請時修正があった時には、事務局にて委員長と協議をし、修正及び修正後の国への提出についてもご承認いただきたいと思います。いかがでしょうか。

異議なしということですので、本件につきましては承認されました。

## 5 その他

委員長：事務局から「危険なバス停について」事務局から説明をお願いします。

事務局：（詳細は資料3、資料4、資料5を用いて説明）

委員長：只今の報告につきまして、ご質問等ございませんか。

委員：事務局の説明に少し補足します。言葉だけだとバス停だけが何か危険かのように、聞こえてくる。実はそうではなくて、滋賀県内にバス停を設けて、道路を渡って反対側に行く方もおられる理由で、その後に横断歩道を設置した箇所もたくさんあります。バス停を主体にすれば危険なように聞こえますけど、逆読みすれば、後から設けた横断歩道の方にも原因となるのでは。

いろいろ今後の対策に向けて、関係者の方と調整していきたいのですが、バス停を動かすのは地権者、占有の許可の問題とかいろんな難しい問題があり、簡単に右から左に動かせるわけではないのです。

バス停よりも後から設置した横断歩道は、横断歩道の設置場所を再検討するのも課題解決の手段ではないか。

検討には、いろんな困難を伴いますので、今後、関係者に相談に乗っていただきたいと思います。発言しました。

委員長：見方によっては、解決の手法が変わるということですね。

こういう機会ですので、ここではすぐに解決はできないと思いますが、今後のために、知恵を絞っていくというようなことも必要ではないかと感じております。今後は会議の方向性により、その方向性を見出していくのも必要ではないかと。

断定的に終わっても仕事も進めませんし、国あつての基準でも、こういうご意見等もございまして、それについてはしっかりと関係部門と、今後調整等をしていかれたらいいと感じております。

**委員：**いわゆる危険なバス停と言いますが、国としては安全対策が必要なバス停という形でランク付けをされました。

今回コミュニティバスの一覧表という形で市の方で調査していただいております。同じような形で対策が可能かと思っております。バス停を動かすのに地域住民の方の理解が必要となる。そこで自治会の方でも、少しでも危険なバス停を無くしていくための周知、ご協力いただければ、解決しやすいと思っておりますので是非ともよろしく申し上げます。

バス停が悪いのではなく、バス停にバスが止まったところに車が通りすぎる事が危険なので、その周知も、市、事業者さんの方で行っていただければありがたいと思っております。

**委員：**市民部は自治会要望を取りまとめているところでございますが、私の記憶する限り、この数年においてバス停を移動させてほしいとの要望はございません。横断歩道の移設はあります。

むしろこの2年程前に、バス停の移設する話もあったときに、地元の自治会は確かに狭いかもしれないけどそこ置いてもらわないと困るというお話もありました。地元がそう言うと言えないので、逆に車を慎重に運転していただくと効果もあるのではと思う。危険という表現はちょっと妥当ではなく申し訳なかった。注意を要するバス停ということで、地元からもそういう情報が来ていないということを申し上げたい。

**委員長：**意見がないようですので、事務局に議事進行をお願いしたいと思っております。

## 6 閉会

**事務局：**これをもちまして令和4年度第1回野洲市地域公共交通会議を終わりたいと思っております。